料金後納
ゆうメール
一般社団法人 長野法人会 BUSINESS SUPPORT NAGANO No.394 毎月1回1日発行

ビジネスサポートながの 6 2020

“淡水魚”のさらなる魅力を引き出すアイデアと技

長野市権堂町2394
TEL.026-234-3255 FAX.026-232-6465
創業／昭和34（1959）年 資本金／300万円
事業内容／淡水魚の加工・販売
http://sakurasakukoi.sakura.ne.jp

経営者シリーズ
トップかく語りき

有限会社加藤鯉店
代表取締役社長
加藤 修次氏
Shuji Kato

善光寺に続く中央通りから、少し入った小路に店を構える（有）加藤鯉店は、佐久鯉をはじめ、信州大王イワナ、シナノユキマス、ニホンウナギ、信州サーモンなど淡水魚を販売する。店頭の生け簀には地下80mから汲み上げた地下水をたたえ、すくったばかりの魚で作る新鮮な洗いや刺身、秘伝のタレでじっくり煮込んだ加工品などが、多くの人々から愛され続けている。

2代目代表取締役社長・加藤修次氏（58）は、幼い頃から従業員が手際よく魚を捌く姿を目にし、自らも見よう見まねで魚を捌き始めた。当時、長野駅で販売され大人気だった「うなぎ弁当」の発注のため、開いたうなぎが1日に300～400本ほど売れていた同店。「腕を上げる絶好のチャンス」と、加藤少年は小学4年生にして、先代社長である父や同店で働く従業員の目を盗んでは、登校前に店のうなぎを捌いていたという。その後中学生になった加藤少年は、たまたま長野市を訪れていた、比叡山延暦寺の元料理人である「四條眞流庖丁道」の家元と出会った。そこで包丁捌きの実力を認められ、食材に直接手を触れずに庖丁と真魚箸で鯉を捌き奉納する神事「庖丁儀式」に参加。四條眞流庖丁道の「名取り」を襲名した。その後も腕を磨き続け、ついには1時間に240本ものうなぎを捌く超人技の持ち主に。客先のうなぎ店から1時間ほど手伝いに来てくれと言われたが、量を捌きすぎて1本あたりの手間代での清算は遠慮したという逸話があるほどだ。

長野県の特産品「信州サーモン」開発の発起人でもある加藤氏。長野駅の駅弁がうなぎ弁当から「ます寿司」へと変わった際、白身の「シナノユキマス」と、赤身の「ベニマス」が無作為に置かれた商品を見て「食欲そそる紅色のます寿司の方が絶対に売れる!」と確信。新種のマスの開発に向けて声をあげた。約10年の期間を経てリリースされた信州サーモンは、肉厚で旨味が凝縮された紅色の身と、とろけるような舌触りが大人気の名産品となった。

「信州だからこそ提供できるおいしさを大切にしていきたい」と加藤氏は語る。日本財団主催「海と日本プロジェクト in 長野」とのタイアップ企画に参加した際には、北信地域伝統の「内山和紙」を用いた「紙塩造り」で熟成させた刺身を提案し、大きな評判を呼んだ。絶えず磨き続けてきたとてつもない技と発想力で、これからも信州の淡水魚が持つ可能性と新たな魅力を引き出してくれることだろう。

回覧

法人会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策で利用可能な厚生労働省の助成金

市場社会保険労務士事務所　市場 敬將

現在の新型コロナ禍は、将来教科書に掲載されるような大変な出来事です。それと同時に今現在を乗り切る為の問い合わせが私の事務所にも殺到しております。厚生労働省関係の新型コロナウイルス対策助成金を以下に記しますので、ご覧になって下さい（5月14日現在）。今後助成金の内容の変更が決定していますので、厚生労働省ホームページ、公共職業安定所にてご確認下さい。

1. **雇用調整助成金（新型コロナウイルス対応）**（資料1参照）
2. **小学校休業等対応助成金**（資料2参照）
3. **新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金**
　（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース・職場意識改善特例コース）＊5月29日までの申請の為今回は掲載しません。

資料1　1. 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金

従来からの雇用調整助成金を拡充、簡略化し、事業主が休業手当に要した費用を助成し、雇用維持を図るための制度です。今後も更に拡充（1日上限額を8,330円→15,000円）、支給申請の簡素化が行われる予定です。6月30日までは、すでに休業手当を払ってしまっていても事後受付ができます。該当するか否かは、皆様の管轄の公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

	特例以外の場合の雇用調整助成金	緊急対応期間（4月1日～6月30日）	追加拡充内容（5/14日時点）
対象事業主	経済上の理由により、事業規模の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	
生産指標要件	3ヵ月10％以上低下	1ヵ月5％以上低下 （計画届を提出する月の前月と、その前年同月と比較）	事業規模拡大、令和2年1月以降に雇用保険適用事業所として設置された場合については、前年同月以外の比較も可能に ①前前年同月との比較 ②計画届を提出する月の前々月から遡った1年間の内の適当な1ヵ月 ＊申請の際は公共職業安定所に要確認
対象労働者	雇用保険被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者も対象に含める	
助成率	中小企業2/3 大 企 業1/2	中小企業4/5 （解雇等を行わない場合9/10） 大 企 業2/3 （解雇等を行わない場合3/4） ＊上限額8,330円/日	4/8以降の休業について助成率拡充 ①休業手当を60%を超えて支給した場合 →60%を超えて支給した部分については10/10 ②都道府県知事から休業等要請を受けており下記いずれかの要件を満たしている場合 →休業手当全体の10/10 イ）休業手当100%支給 ロ）上限額（8,330円）以上の休業手当を支給
計画届	事前提出	事後提出を認める（1/24～6/30まで）	提出不要（詳細は5/19発表）
クーリング期間	1年間	撤廃	
被保険者期間	6カ月以上	撤廃	
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間	
休業規模要件 休業延べ日数/所定労働延べ日数	中小企業1/20 大 企 業1/15	中小企業1/40 大 企 業1/30	
短時間休業	一斉休業	部門、店舗等施設毎の休業も対象	

資料2　2. 小学校休業等対応助成金

2月27日～6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対して、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に助成金を支給する。

該当となる子ども	イ）臨時休業をした小学校等に通う子ども ロ）新型コロナウイルスに感染した等、小学校等を休ませる必要がある子ども
助成内容	有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額×10/10　＊上限額1日8,330円
申請期限	9月30日まで

＊臨時休校等…小学校が臨時休業した場合
自治体や放課後児童クラブ、保育所から利用を控えるよう依頼があった場合
＊小 学 校 等…小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園、認定保育施設、子どもの一時的な預かりなどを行う事業等

感染症拡大による影響を受けた事業者への支援策について

現在、国・県・各市町村において感染症に関する影響を受けた事業者に対する支援策が出されているが、ここではその一部をご紹介します。

経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症関連」には、国からの様々な支援策が掲載されており、『持続化給付金』や『IT導入補助金【特別枠】（在宅勤務やテレワーク導入費用補助）』などに関する情報が掲載されています。

資金繰りでお困りの方は、日本政策金融公庫や商工中金での新型コロナ感染症特別貸付などがあり、民間金融機関でも同様の金融支援が開始されている為、最寄りの金融機関へご相談下さい。

また、感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険料、国民年金基金等の保険料の免除等や、2021年度の固定資産税及び都市計画税を売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする税制上の措置がとられるとの情報も出されている。こういった支援情報は常に更新されており、ここでは5月中旬時点での一部の紹介となるが、こういった支援策の活用が今後影響を受けられた事業者には大変重要となります。

長野法人会では、会員企業等の相談に対する経営相談室（会員無料）をはじめ、事務局へのお問合せ対応等、会員企業の事業継続に繋がる活動を今後も実施して参ります。

また、参考として各分野に関する専門の問い合わせ先についても以下の通りご紹介いたします

■『持続化給付金』『資金繰り』に関する相談ダイヤル　『中小企業金融・給付金相談窓口』0570-783183（平日・休日9:00～17:00）
■各府省及び地方公共団体等による事業者向け支援情報検索サイト　『ミラサポplus「制度ナビ」』
■長野県内の事業者に対する感染症対策に関する支援相談　『長野県よろず支援拠点』026-227-5875
■県税の徴収に関する「特例制度」について　『長野法人会HP“お知らせ”へリーフレット掲載』

年会費納入のお願い

日頃より当会活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

現在、令和２年度会費納入のお願いをしております。納入方法につきましては、ご登録口座からの口座振替もしくは、送付しております振込用紙により納入いただけます。

また、訪問集金については、改めて部会事務局や担当役員よりご連絡させて頂きますのでその際にはよろしくお願いいたします。

〈年会費額〉資本金ごとに会費額が異なります

資本金区分	会費額
300万円以下	5,000円
300万円超～1,000万円以下	9,000円
1,000万円超～3,000万円未満	17,000円
3,000万円以上～5,000万円未満	28,000円
5,000万円以上～1億円未満	55,000円
1億円以上～10億円未満	73,000円
10億円以上	85,000円
個人事業主	5,000円
支店・営業所等会社法上の会社以外の法人	9,000円

事務局からの掲示板　6月の事業スケジュール　6月3日(水)　第8回通常総会（記念講演会・パーティーは中止）

ビジネス書ランキング

2020.4/1～4/30 平安堂全店 提供

今月の売れ筋10冊

一流のビジネスマンはこんな本を読んでいます

今月のオススメの一冊

図解　新型コロナウイルス 職場の対策マニュアル

亀田高志／著　エクスナレッジ　1,400円（税抜）

昨今の新型コロナウイルスの流行は平和で安全な環境に慣れた、現代人には未経験の危機となりつつあります。本書は、企業が新型コロナウイルスに対して、職場の課題や悩みに答える最強の処方箋です。新型コロナウイルス対策をとるべき環境に置かれた全てのビジネスマンにお勧めする一冊です。

1	FACTFULNESS	ハンス・ロスリング／著	日経BP社	1,800円（税抜）
2	できるリーダーは、「これ」しかやらない	伊庭正康／著	朝日新聞出版	1,500円（税抜）
3	リーダーとして覚えておいてほしいこと	野村克也／著	PHP研究所	1,300円（税抜）
4	嫌われる勇気	岸見一郎／著	ダイヤモンド社	1,500円（税抜）
5	図解　新型コロナウイルス　職場の対策マニュアル	亀田高志／著	エクスナレッジ	1,400円（税抜）
6	Think Smart	ロルフ・ドベリ／著	サンマーク出版	1,700円（税抜）
7	Think clearly	ロルフ・ドベリ／著	サンマーク出版	1,800円（税抜）
8	女の人を怒らせない技術	近藤俊太郎／著	ダイヤモンド社	1,300円（税抜）
9	倒産寸前から25の修羅場を乗り切った社長の全ノウハウ	近藤宣之／著	ダイヤモンド社	1,600円（税抜）
10	史上最強のCEO	ジェームス・スキナー／著	フローラル出版	1,800円（税抜）

税に強くなろう

●作成　関東信越税理士会長野支部所属
金井 秀夫、藤澤 義章、平井 幸光、渡邉 隆行

経営者として知っておきたい税の知識 15

今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響の緩和を図るため、総額25兆円を超える令和02年度補正予算並びに、緊急経済対策における税制措置の関連法案が、R02.04.30付で通常国会において成立・公布・施行されました。

上記による新たな税制措置は、以下の（1）から（8）ですが、今月は、（1）の概要について説明いたします。

（1）納税の猶予制度の特例
（2）欠損金の繰戻しによる還付の特例
（3）テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
（4）文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用
（5）住宅ローン控除の適用要件の弾力化
（6）消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
（7）特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税
（8）地方税関係の措置

（1）納税の猶予制度の特例

既に前月号で紹介した納付に関する猶予制度に加え、新たに、延滞税ゼロ、担保不要の「納税の猶予制度の特例」（以下「猶予特例」という。）が設けられました。

猶予特例は、R02.02.01からR03.01.31までに納期限が到来する国税（所得税、法人税、消費税等の確定納付分、中間納付分など）が対象で、その要件等は、以下①から③のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響で、
①R02.02.01以降の任意の期間（1か月以上）において、
②事業等に係る収入が前年同時期に比べて概ね20％以上減少し、
③一時に納税が困難な場合に、
所轄税務署に猶予特例の申請を行うことで、原則として１年間納付の猶予が可能となります。

猶予特例を受けるためには、猶予特例法の施行日（R02.04.30）から2か月、若しくは納期限（申告納付期限の延長をしている場合は、その延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要となります。

例えば、4月決算法人のR02.04期に係る法人税や消費税の納付分は、左記①から③の要件を満たし、原則としてR02.06月末までに申請すれば、猶予特例の適用を受けられることになります。

なお、R02.02.01以後、既に納期限が到来し未納となっている納付分も、R02.06月末までに申請すれば、遡って猶予特例の適用を受けられることになりますので、例えば、2月、3月決算法人のR02.02期やR02.03期に係る法人税や消費税の納付すべき未納分も、R02.06月末までに申請すれば、遡って猶予特例の適用を受けられることになります。

また、左記③の判断（審査）に当たっては、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、納税者の置かれた状況に配慮し適切な対応を行うほか、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が難しい場合には口頭による説明を認めるなど、柔軟な運用を行うこととされています。

今後、法人税や消費税の中間納付、所得税の予定納税の時期を迎えることとなりますが、これら中間納付等も猶予特例の対象となりますので、資金繰りの一助として検討に値するものではないでしょうか。（問い合わせ先は、国税庁ホームページ等でご確認ください。）

また、地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられていますので、詳細は、総務省・厚生労働省のホームページなどでご確認ください。

なお、原稿執筆（R02.05.13）以後も、新たに新型コロナウイルス緊急経済対策等が想定されますので、報道等にも引き続きご注目ください。

税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における税制上の措置

納税の猶予制度の特例

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、納税の猶予の特例（特例猶予）が創設されました。

○国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます。

○特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

○中小企業者などが、テレワーク等のための設備を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用が受けられることとされました。

※中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者などが、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる制度です。

特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

○新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関等又は金融機関が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書については、印紙税が非課税とされました。

○印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、手続により還付を受けることができます。

欠損金の繰戻しによる還付の特例

○これまで、中小企業者等が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用することができることとされました。

※青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。

○新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※青色申告書を提出していない法人であっても、災害損失欠損金の繰戻し還付を受けられる場合があります。

消費税の課税選択の変更に係る特例

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方が、税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました。

○本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません。

○消費税の簡易課税制度の適用に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

紙面の都合により、制度の概要の一部を抜粋して記載しております。具体的な取扱いや適用要件につきましては、**国税庁ホームページ**をご覧いただくか、**長野税務署（電話 026-234-0111（代表））**までお尋ねください。

なお、納税の猶予制度に関するご質問やご相談につきましては、**国税局猶予相談センター（電話 0120-948-249）**でお受けしています。

経営の耳より情報

経済活動再開に向けた売上と利益を増やすための方法

SMEビジネスコンサルティング（同）
代表社員　中小企業診断士　戦略コンサルタント
岡本 洋平

◆大きく変わった経営環境の中で、売上と利益を獲得するために

前回は主に借入や助成金を短期の施策としてお伝えしました。

今回は長期の施策ということで、経済活動の再開と共に売上や利益を獲得していく方法をお伝えします。

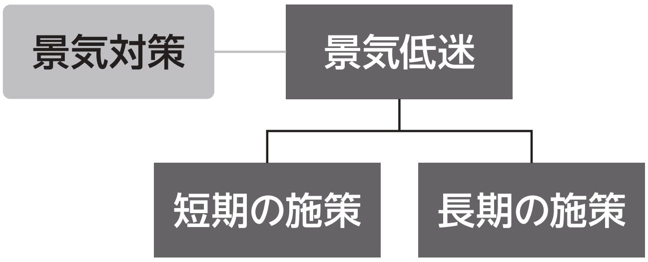

長期の施策：各種補助金を活用した オンラインビジネス環境の構築

新型コロナウイルスの影響で、従来の対面型ビジネスは大きな制約を受けました。

代わりに非対面型ビジネスが有効となりましたが、非対面型ビジネスを活用して売上と利益を獲得していくためには、インターネットによるオンライン環境を作らなければいけません。

そこで各種補助金を活用し、オンラインビジネスに必要な環境を構築しましょう。

個人事業主～従業員20人（商業・サービス業は5人）までの小規模企業であれば、「小規模事業者持続化補助金」を活用できます。

小規模事業者を含めた中小企業では、「IT導入補助金」を活用できます。

今回はコロナ特別対応型という枠があり、1. サプライチェーン毀損への対応、2. 非対面型ビジネスモデルへの転換、3. テレワーク環境の整備　のいずれかに該当する取り組みであれば、それぞれコロナ特別対応型を活用できます。

補助金上限と補助率は以下のとおりです。

●小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）

上限100万円　補助率３分の２

遡及適用あり（２月18日からの経費をさかのぼって適用可能）

概算払い制度あり（一定条件を満たした場合、交付金額の半額を審査後に即時支給）

●IT導入補助金C類型（コロナ特別対応型）

下限30万円～上限450万円　補助率３分の２

条件により遡及適用あり

これらの制度を活用し、オンラインビジネスの環境を構築していきましょう。

小規模事業者持続化補助金では自社ホームページの作成や改修、オンライン予約システムの導入などをお勧めします。

IT補助金では顧客管理の自動化ツール、バックオフィス業務（経理作業や事務作業など）の自動化ツールを導入することをお勧めします。

お問い合わせ先

●小規模事業者持続化補助金：
管轄の商工会議所または商工会

●IT導入補助金：
サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター
0570-666-424

視聴無料 インターネットセミナー

常時600タイトルのセミナーが視聴可能!!

長野法人会HPトップページの下段にバナー(見出し画像)があります。

今月のオススメプログラムはこれ! ID：hj0901　パスワード：0011

テレワーク時代のスタンダード「Zoomミーティング」活用セミナー

新型コロナウイルスの影響があり、在宅勤務などのテレワークが推奨されております。テレワークでのコミュニケーションは、ビジネスチャットやWeb会議が中心になっています。本セミナーでWeb会議ツールとして代表的なサービス「Zoomミーティング」の使い方を説明します(22分)

1.はじめに
2.Web会議システムについて
3.Zoomミーティングへの参加
4.マイク・スピーカー・ビデオの設定
5.画面の共有
6.Zoomミーティングを主催
7.有料版で出来る事

講師 岩見(いわみ) 誠(まこと)氏

＜講師プロフィール＞
広島県出身。大学卒業後、大手パソコン教室にてマイクロソフト・オフィス系ソフトのインストラクターとして10年間勤務する。現在は全国のパソコンセミナーに株式会社イー・ブレーンのパソコン専任講師として派遣されている。分かりやすく、親切、丁寧な指導が評判。ライブセミナーでは実際のパソコンを使用してワード・エクセルの基礎やフェイスブックにツイッターなどニーズの高い内容を提供している。

セミナー DVDレンタルサービス　貸出無料

ご利用の場合は、長野法人会HPよりお申し込みください。

■タイトル［DVD-0792］

小規模事業者持続化補助金にチャレンジ!
～変更事項、加点要素、徹底解説～

小規模事業者持続化補助金の概要について説明いたします。まず令和元年度補正予算の公募、変更点、加点になる取組を紹介。計画作成の要であるストーリー性や申請における留意点も解説します。(2020年3月16日収録)

講師 井出(いで) 美由樹(みゆき)氏

〈チャプター〉
1.はじめに(2分56秒)
2.小規模事業者持続化補助金の概要(5分57秒)
3.令和元年度補正予算の公募、変更した点(2分22秒)
4.上限引き上げ、加点になる取組(5分42秒)
5.ストーリー性のある計画の作成(5分42秒)
6.申請においての留意点(5分41秒)

TEA ROOM 編集後記

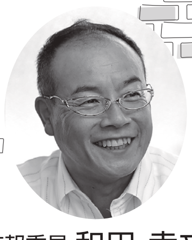

広報委員 和田 幸文

本来ならば今頃は、東京オリンピック開催前50日余りで、東京を中心に日本中がその最終段階にあり、熱気も高まっていただろうか?

観戦に行きたかったのはヤマヤマだが、チケットを確保できた場合の交通手段や宿泊先は押さえられるのだろうか? など思い考えていたら、結局観戦応募は断念してテレビ観戦にチカラを入れることにした。しかし、一年先送りとなった。神妙である。

スポーツ界も競技・試合の中断、延期など余儀なくされている。プロ野球を観戦しながらの晩酌が出来ず、鬱憤。

また児童・生徒・学生たちの相次ぐ大会の中止には心が痛みます。特に最上級生は最後の集大成の大会であっただろうに・・・携わりの少ない自分でも、とてもやるせない気持ちである。

何処へ行っても「コロナ、コロナ・・・」。このTEA ROOMも時節柄3回続きでこの話題。いつになったら収束するのか? 一日も早い終息を願うばかり。

丸清

テイクアウト承り中！

丸清弁当 1500円

カツ丼 980円

ヒレカツ丼 1030円

アイノコ 1300円

とんかつと
石臼挽きそばの店 丸清
長野市元善町484　TEL 026-232-5776

精密プレス加工で コネクター部品加工

佐藤製作所

上高井郡高山村高井神明下5376-2
TEL026-242-7600

ビジネスインフォメーション

長野法人会管内企業の情報発信ページです（毎月4社ずつ掲載）。会員企業は掲載料無料です。

解体　クリーニング　産業廃棄物収集運搬　とび・土木工事

株式会社 榮光

長野市真島町真島1091-2　TEL 026-214-7909

サービス

●内装仕上工事
壁工事：ビニールクロス
　　　　布クロス
　　　　紙クロス など
床工事：塩ビタイル
　　　　カーペット
　　　　クッションフロアー
　　　　コルク など
窓工事：カーテン
　　　　ブラインド
　　　　ロールスクリーン
　　　　ガラスフィルム など
表　装：襖、障子
　　　　ワーロン など
●住宅リフォーム
店舗改装工事・企画・
施工請け賜ります

INTERIOR DESIGN
睦美装飾

〒382-0099 長野県須坂市墨坂3丁目4-17-1
TEL/FAX 026-248-7727　携帯 090-1610-2879

TON19771107

発行 一般社団法人 長野法人会 編集 広報委員会
〒380-0904 長野市七瀬中町276
TEL(026)227-0011　FAX(026)224-2655
URL http://www.naganohoujinkai.or.jp
E-mail info@naganohoujinkai.or.jp

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは左記窓口まで、お願い致します。　一般社団法人 長野法人会　個人情報取扱係

毎月1回1日発行　「ビジネスサポートながの」は再生紙を使用しています